

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2025.8. Vol.186

財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『不動産（7物件）、預貯金（金融機関10行）、自家用車の相続手続きを伴う遺産整理業務』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

パソコンなどで作成する、いわゆる「デジタル遺言」の導入に向けて、現在、関連法の改正が検討されています。

現行の民法は、遺言書が本人の意思により作成されたことを証明するため、手書きによる文書や押印などを要件に定めています。

新制度では、パソコンやスマホで遺言書を作り、デジタルデータとして保管できるようになる予定です。また、遺言書作成にあたって、証人の立ち会いと録画を要件に、自筆での記述や押印が不要となる予定です。

詳細は今後明らかになりますが、管理や書き直しの手間を軽減するとともに、紛失リスクなどの低減につながることを期待されます。

<サポート事例>

『不動産（7物件）、預貯金（金融機関10行）、自家用車の相続手続きを伴う遺産整理業務』

★この事例のポイント

- 手続きの進め方が分からず、平日の時間もとれなかった
- 相続財産は、不動産（7物件）・預貯金（金融機関10行）・自家用車
- 遺産整理受任者として、一連の手続きを実施

ご主人がお亡くなりになったY.Y様。

今後、何をすべきかが分からず、また、仕事が忙しく平日に相続手続きを行う時間が取れずにお困りになっていらっしゃいました。

当事務所のパートナー税理士・久保木先生のご紹介でお会いし、お話を伺ったところ、相続人は、Y.Y様とお子様の2名。

ご主人の相続財産については、

- ・不動産は、東京の自宅のほかに、愛知県と北海道に収益物件がある
- ・複数の金融機関に預金口座がある
- ・自家用車がある

とのことでした。

当事務所では、遺産整理受任者として、まず、法定相続情報一覧図を作成。

つづき↓

並行して、不動産の調査と金融資産の調査を行ったところ、不動産については全7物件、金融資産については、金融機関10行と取引があることが判明。

各金融機関から残高証明書を取り寄せ、遺産分割協議を行うための基礎資料となる財産目録を作成しました。

遺産分割の方針については、税理士・久保木先生のアドバイスのもと、遺産のすべてをY.Y様が相続し、金融資産の一部を代償金としてお子様に支払うことに決定。

その後、当事務所にて遺産分割協議書を作成し、

- ・相続登記（パートナー司法書士と連携）
- ・預貯金等の解約払戻し手続き
- ・自家用車の名義変更手続き

を実施。

遺産整理受任者として、一連の相続手続きをサポートさせていただきました。

（相続税申告については税理士・久保木先生が担当）

<お客様の声>

■「平日に仕事があって、手続きについて調べたり、時間がとれない人が活用すると良いと思います」（東京都三鷹市 Y.Y様 64歳）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

仕事柄、平日に（銀行等に）手続きに行く時間がとれないので困っていました。それ以前の問題として、「今後、何をすべきか？」という知識がありませんでした。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

税理士の久保木さんの紹介です。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

久保木さんの紹介でしたので、間違いな

うと。

（相続税申告までの）時間的な余裕が無かったですし、他を検討する知識もないので。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？（仕事ぶりはいかがでしたか？）

メッセージをメールで連絡できるのが助かりました。電話はタイミングが難しいので。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

平日に仕事があって、手続きについて調べたり、時間がとれない人が活用すると良いと思います。

<編集後記>

息子の6歳の誕生日に合わせて、家族で泊りのキャンプに行ってきました。なるべく標高が高い涼しい場所に行きたかったのですが、涼しすぎると彼の好きな生き物が少なくなるため、山梨県の道志村にあるキャンプ場をチョイス。林間サイトだったのでそこそこ涼しく、快適にキャンプができました。肝心の生き物は、ヒグラシ、ヤゴ、バッタ、ニホントカゲを見つけることができました。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！